The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	脱原子力をめぐる政治過程 ： ドイツ・ゴアレ-ベン最終処分場問題における緑の党の役割
Author(s)	佐藤, 温子
Citation	国際公共政策研究. 2007, 12(1), p. 189-205
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/7754
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

脱原子力をめぐる政治過程
—ドイツ・ゴアレーベン最終処分場問題における緑の党の役割—

The Policy Processes on Phasing Out Nuclear Energy
—the Role of the Greens on the Problem of the Final Storage in Gorleben, Germany—

佐藤温子*

Nagako SATO*

Abstract

The German Red-Green government decided to phase out all nuclear power stations in June 2000, but the Greens had to make major concessions to the dismay of the anti-nuclear movement. Within the Greens, those in Lower Saxony criticized the agreement publicly. There, the issue of the transport of irradiated nuclear fuels for reprocessing abroad and for interim storage to Gorleben came to be identified as the main target of the anti-nuclear movement. This analysis of the genesis and development of the Greens in Lower Saxony focuses in particular on their influence on the problem in Gorleben.

キーワード：ドイツ緑の党、原子力問題、核廃棄物、運動と政党

Keywords：German Greens, nuclear energy, nuclear waste, movement and party

* 大阪大学大学院国際公共政策研究科博士後期課程

はじめに

2002年EUの発行した「グリーン・ペーパー」では、原子力エネルギーへの消極性が表された。EUの世論調査「ユーロバロメーター」でも、原子力エネルギーに将来性を見出す人は12%に過ぎない[1)]。欧州の脱原発の方向性の中でも、ドイツは脱原子力合意を取り決め、中心的な位置を占めている。

2000年6月、連邦政府政権与党だった緑の党[2)]と社会民主党（SPD）によって定められたドイツの脱原発協定[3)]は、同政権における成果の一つと目されるものだった。電力業界との協議の結果、新規の原発建設・操業が禁止され、既存の原発はドイツ全国の総発電規制値を達成した後、順次廃止されることが定められた。この取り決めにより、すでに現在、シュターデ原発[4)]とオブリハイム原発[5)]の2基が閉鎖されている。

また、ドイツ緑の党は、世界各国の環境政党の中でも最も注目を集めてきた。緑の党は、非暴力、社会的公正、底辺民主主義の原則に基づいた新しい社会の創造を指標とし、原子力エネルギーの終焉と核兵器の廃絶の要求を掲げ、1970年代、80年代に初めて政治上に姿を現した政党である。90年代末には、フランス、ドイツ、イタリア、ベルギー、フィンランドで、国政レベルで大臣を輩出するに至る[6)]。各国の中でも、ドイツ緑の党だけが、強大な原子力経済に直接対峙し、原子力エネルギーの終焉への方向付けを定めた[7)]。

しかし、実は2000年の合意に際し、緑の党内外では批判と内紛が生じていた。2000年6月23日に行われたミュンスター党大会では、ニーダーザクセン州の緑の党により党内で唯一罵声と投票による意思表明が行われ、さらには脱原発協定への反対から数名が脱党するという事態が起きていた。この出来事には、反原子力のイシューを掲げる緑の党の中でも、ニーダーザクセン州緑の党において、突出した形で反原子力のイシューが存続していたことの一端が看取される。

ニーダーザクセン州リュヒョウ・ダンネンベルク郡ゴアレーベンでは、1970年代後半に最終処分場候補地に指名されて以来、住民らによる大規模な反対デモが行われている。当地は、ドイツにおける、いわゆる「抗議行動の聖地」である[8)]。

原発の操業は、原子力法により要求されている廃棄物の処理の証明なしには法的に保護されない[9)]。

1）一人当たり最高二項目を選択できる条件の下でも、原子力エネルギーに対する人々の期待値は少ないことが読み取れる。*EUROBAROMETER-Attitudes towards Energy*, January 2006, p. 7.

2）現在の正式名称は" BÜNDNIS90/DIE GRÜNEN". 本稿では、"DIE GRÜNEN" も "BÜNDNIS90/DIE GRÜNEN" も一貫して「緑の党」と呼ぶこととする。

3）「原子力合意」http://www.bmu.de/atomenergie/doc/3641.php

4）2003年11月閉鎖：1972年運転開始、31年稼動

5）2005年5月閉鎖：1969年運転開始、36年稼動

6）Rüdig, Wolfgang, "Zwischen Ökotopia und Desillusionierung: Regierungsbeteiligungen grüner Parteien in Europa 1990-2004", in : Heinrich-Böll Stiftung (ed.), *Die Grünen in Europa: Ein Handbuch*, Verlag Westfälisches Dampfboot, 2004, S. 146.

7）他にも、環境税の導入や国籍法の改正においても成果が認められる。Ebd., S. 166.

8）青木聡子,「抗議行動の持続性と参加者の運動観――ドイツにおける高レベル放射性廃棄物輸送反対闘争の事例から」『社会学研究』第80号, 2006年, 219 - 244頁.

9）"Gorleben steht im Feuer", in : *Der Spiegel*, Nr. 48/1994, S. 19.

それにもかかわらず、最初の西ドイツの原発の操業以来、どこに放射性廃棄物を処分するのかが未だに明確に定められないまま原子炉を稼動させ続けているのが現状である[10]。ゴアレーベンにおける反対運動の根底には、最終処分場建設の反対により原子炉稼動の証明を防ぎ、原子力エネルギーの利用を停止させようという考えが指摘される。

ゴアレーベンには、放射性廃棄物の中間貯蔵施設が設置されており、主にフランスのラ＝アーグにある再処理施設から放射性廃棄物が搬入される。ラ＝アーグでは、ドイツの原子炉で生じた使用済み燃料が、化学処理を経て、ウラン、プルトニウムと高レベル放射性廃棄物に分離される。高レベル放射性廃棄物は、強い放射性を出し発熱もするため、最終的な処分をするまでに施設で数十年間貯蔵される。現地の人々には、この高レベル放射性廃棄物の中間貯蔵が、結局はゴアレーベンを最終処分地へと決定づけることになるのではないかという恐れが存在する。そうなれば、万が一のときの放射能漏れの被害が、後の世代まで憂慮される。

本稿では、緑の党における原子力政策を、ゴアレーベンに着目することにより係争地における政策効果を再評価することを目的とする。この際、原子力のイシューに着目することによって、ニーダーザクセン州の緑の党の位置づけを明らかにすると同時に、緑の党にとって積年の課題であり続けた運動と政党の関係に関しても検討を行う。以下、第一にゴアレーベンの問題に関して、第二にニーダーザクセン州の緑の党に関して、第三に緑の党と運動に関して、本稿の位置づけを整理してみよう。

Raschke（1993[11]）によれば、ゴアレーベンは緑の党にとって重要な意義を持ち、同地域を含むリュヒョウ・ダンネンベルク郡は、なお選挙の際緑の党の牙城であると描写されるが、より詳細な叙述の余地がある。また、Raschke（2001[12]）では、脱原発協定に関して2000年の党大会で「ニーダーザクセン州支部からのみ抵抗があった」という記述にとどまる。Hatzfeldt（1988[13]）やEhmke（1987[14]）によりゴアレーベンにおける初期の運動等を取り上げた研究が行われ、Hallensleben（1984[15]）やSchnieder（1998[16]）によりニーダーザクセン州の緑の党結党期に関する研究が行われているが、なお近年までの変遷と新しい視座を加えての分析が求められよう。日本でも、広瀬（1994[17]）が現地への取材をしてまとめ、本田（2001[18]）は反原発運動の政治過程について考察し

10）なお、ドイツで原子炉は50年以上商業上で利用されている。核廃棄物のための最終処分場の認可は、ドイツに限らず、日本、米国、ドイツ、フランスなど各国で難航している。ただし、フィンランドが最終処分地決定では最も進んでおり、2001年に南西部オルキルトでの処分を議会が承認、2020年までに処分を開始する見込みである。『日本経済新聞』2007年5月23日3頁.

11）Raschke, Joachim, *Die Grünen : wie sie wurden, was sie sind*, Bund-Verlag, 1993.

12）Raschke, Joachim, *Die Zukunft der Grünen*, Campus Verlag, 2001.

13）Hatzfeldt, Hermann Graff / Hirsch, Helmut / Kollert, Roland（Hrsg.）, *Der Gorleben-Report. Ungewissheit und Gefahren der nuklearen Entsorgung*, Fischer Taschenbuch Verlag, 1988.

14）Ehmke, Wolfgang（Hrsg.）, *Zwischenschritte : die Anti-Atomkraft-Bewegung zwischen Gorleben und Wackersdorf*, Kölner Volksblatt Verlag, 1987.

15）Hallensleben, Anna, *Von der Grünen Liste zur Grünen Partei? : die Entwicklung der Grünen Liste Umweltschutz von ihrer Entstehung in Niedersachsen 1977 bis zur Gründung der Partei Die Grünen 1980*, Muster-Schmidt, 1984.

16）Schnieder, Frank, *Von der sozialen Bewegung zur Institution? : die Entstehung der Partei DIE GRÜNEN in den Jahren 1978 bis 1980 : Argumente, Entwicklungen und Strategien am Beispiel Bonn, Hannover, Osnabruck*, LIT Verlag, 1998.

17）広瀬隆『ドイツの森番たち』集英社, 1994年.

18）本田宏「原子力をめぐるドイツの紛争的政治過程（1）（2）（3）」『北海学園大学法学研究』36（2）, 2000年, 39-89頁, 36（3）, 2001年, 43-107頁, 37（1）, 2001年, 79-141頁.

ているが、対象は1990年代前半までにとどまる。近年では、青木（2006[19]）が、ゴアレーベンにおける抗議行動の運動観に関して分析している。しかし、緑の党とゴアレーベンの関係性については研究する余地があろう。

次に、ニーダーザクセン州に関しては、緑の党をその性質によって大きく4分類したFogt（1991）によれば、ニーダーザクセン州緑の党は左派的な集団よりも市民による環境保護的な勢力が優位である[20]。Raschke（1993[21]）もこの点は同様であり、同州の緑の党は、党内派閥[22]のイデオロギー闘争には関与しておらず、穏健で現実的な支部と描写する。また、Jun（1994[23]）により、連立政権形成への着眼から1990年から1994年の間のニーダーザクセン州の赤緑連立政権が取り上げられ、また、Lees（2000[24]）により主にシュレーダー州首相の政治的手腕への着目を中心にニーダーザクセン州の赤緑連立政権が取り上げられている。わが国では、若松（2006[25]）により同州の緑の党の変遷が非常に分かりやすくまとめられている。ただ、緑の党の原子力政策に着目する場合は、なお洞察の必要があろう。

最後に、緑の党の研究に関して整理しよう。Poguntke（2002）は、原子力の問題が欧州各国の緑の党の出発点にあるといっても良いほど重要なテーマである一方で、元来の運動との関係の変化を取り上げている[26]。緑の党の初期の自己規定である「運動政党」という定義に関しては、すでに90年代初めにRaschke（1991）に代表されるように、緑の党が正統性と効率性を統合する問題を抱えていることが指摘された[27]。Tiefenbach（1998）により緑の党が根本的に変化したことが述べられ、その理由として運動からの圧力という面も指摘された[28]。Hoffmann（1998[29]）によれば、政党の変化の理由として旧東ドイツの市民運動との合同により現実主義へと傾いたことが指摘されている。党の変容に関しては、丸山（1997[30]）が分かりやすく、西田（2002[31]）も、緑の党の「ノーマル化」の過程に関して詳細に分析している。先行研究では、以上のように運動と政党の関係が結成期に比べて緊密ではなくなってきていることが示唆される一方で、緑の党の新しい政党としての可能性への言及もあるが、本稿では、ゴアレーベンの問題に関しては異例的に、運動と政党との連関が見ら

19）青木, 前掲論文（注8）.
20）Fogt, Helmut, "Die Grünen in den Bundesländern", in : Oberndorfer, Dieter /Schmitt, Karl, *Parteien und regionale politische Traditionen in der Bundesrepublik Deutschland*, Duncker & Humblot, 1991, S. 238.
21）Raschke, *a. a. O.*（Anm. 11）
22）なお、緑の党党内の派閥（潮流）に関しては次の資料が詳しい。Nishida, Makoto, *Strömungen in den Grünen (1980-2003): Eine Analyse über informell- organisierte Gruppen innerhalb der Grünen*, LIT Verlag, 2005.
23）Jun, Uwe, *Koalitionsbildung in den deutschen Bundeslandern : theoretische Betrachtungen, Dokumentaion und Analyse der Koalitionsbildungen auf Landerebene seit 1949*, Leske + Budrich Verlag, 1994, S. 189-206.
24）Lees, Charles, *The Red-Green coalition in Germany : politics, personalities and power*, Manchester University Press, 2000.
25）若松新「緑の党の国際・州間比較（9）――ドイツ諸州――」『早稲田社会科学総合研究』第7巻第1号, 2006年7月, 19-40頁.
26）Poguntke, Thomas, "Green Parties in National Governments : From Protest to Acquiescence?", in : F. Müller- Rommel / T. Poguntke (eds.), *Green Parties in National Governments*, Frank Cass Publishers, 2002, pp. 133-145.
27）Raschke, Joachim, *Krise der Grünen : Bilanz und Neubeginn*, Schüren Verlag, 1991.
28）Tiefenbach, Paul, *Die Grünen : Verstaatlichung einer Partei*, PapyRossa Verlag, 1998.
29）Hoffmann, Jürgen, *Die doppelte Vereinigung : Vorgeschichte, Verlauf und Auswirkungen des Zusammenschlusses von Grünen und Bündnis 90*, Leske + Budrich Verlag, 1998.
30）丸山仁「ニュー・ポリティクスの胎動と緑の政党」,「ドイツ緑の党の軌跡」賀来健輔/丸山仁（編著）『環境政治への視点』信山社, 1997年, 51-63頁, 64-86頁.
31）西田慎「変容する緑の党」日本ドイツ学会『ドイツ研究』35号, 2002年, 96-111頁.

れることを指摘し一寄与としたい。

以下、緑の党が現地の利害を代表する環境政党として実際にどのような役割を果たしたのかという問題を中心に緑の党の原子力政策を分析していくが、与党としての原子力政策の分析に入る前にまずゴアレーベンの問題の経緯と緑の党の変遷について見ていくことにしよう。

1．ゴアレーベンの問題化と緑の党結成

1．1．最終処分場問題の浮上と反対運動

ドイツの核開発計画は、1955年のパリ条約以後平和利用に限定されて着手された[32]。当時、原子力エネルギーは従来の資源よりも安くてきれいなエネルギー源であり化石燃料への依存を軽減することができるとされ[33]、一般に歓迎を受けていた。

1973年の石油危機までは、ドイツのエネルギー政策は、基本的に石炭が中心であった。しかし、1950年代後半の石油の価格下落と共に、ドイツの石炭はますます石油と競争できなくなっていった[34]。石油危機の後、ヘルムート・シュミット首相（SPD）率いるSPDと自由民主党（FDP）の連立政権は、即座に連邦政府初のエネルギープログラムを採択し原子力推進政策を採る道を選んだ[35]。新しい原発の建設は、十分な廃棄物処理にかかっていた。そのため、1974年以降、核廃棄物処理の問題が原子力をめぐる論争の焦点となった[36]。

リュヒョウ・ダンネンベルク郡ゴアレーベンは、地質学上及び政治的な地理上の点から最終処分場の所在地に1977年に選ばれた。第一に地質学上の理由から言えば、連邦の諸州の中で唯一、ニーダーザクセンにおいて最終処分場に適した良質の岩層が存在していた。政治的な観点では、さらにいくつかの点が指摘される。当時のニーダーザクセン州首相エルンスト・アルブレヒト（キリスト教民主同盟・CDU）が1978年春に選挙を控えており、ヴィールやブロックドルフでCDUの統治した州が遭遇したような政治問題上の衝突を避けたい考えを持っていた一方で、原子力エネルギーの拡大を完全に妨害するつもりもなかったため、ボンに提案された処分場のうち、最も連邦政府が政治的に拒否したいと思うような場所を選ぶことにした。それが東西ドイツ分断当時、旧東ドイツからほんの5キロメートルにあるゴアレーベンであった[37]。同地は、人口密度が西ドイツで最も低い地域の一つであり、経済的には農業と観光以外に特筆するものはなく、失業率も全国平均以上だったため、当初住民の政治的消極性が予想されていた。

32）山本武彦「「後発」核先進国の核政策の展開と対照性」斎藤優, 佐藤栄一編『核エネルギー政策』日本国際問題研究所, 1979年, 121頁.

33）ジョン・マコーミック『地球環境運動全史』岩波書店, 1998年, 166頁.

34）Hatch, Michael, "Corporatism, Pluralism, and Post-industrial Politics", in : *West European Politics*, vol. 14, 1991, p. 76.

35）この結果、1973年当時には原子力エネルギーの占める割合が1％だったが、1985年には15％へと増加した。Ibid., p. 77. なお、近年は約3割である。2006年4月のドイツ連邦環境省の報告書によると、ドイツ国内の発電電力量の割合は、原子力エネルギー26.5％、褐炭25.1％、石炭が21.7％、天然ガス11.4％, 再生可能エネルギー10.2％、その他。BMWi / BMU, *Energieversorgung für Deutschland—Statusbericht für den Energiegipfel am 3. April 2006—*, Berlin, 2006, S. 50.

36）Rucht, Dieter, *Von Wyhl nach Gorleben. Bürger gegen Atomprogramm und nukleare Entsorgung*, C.H. Beck Verlag, 1980, S. 2.

37）Hatch, op.cit.(n. 34), p. 83.

しかし、予想に反して同年3月12日、ゴアレーベンで住民による最初のデモが起こった。参加者は、約2万人と見なされた。デモの中心となったのは、1973年に結成されていた「リュヒョウ・ダンネンベルク市民イニシアティヴ」であった。ゴアレーベンにおける問題は、原子力エネルギーをめぐる衝突に新しく爆発的な特質をもたらした。

このような動きを受けて、1979年3月28日から4月3日までゴアレーベンの計画に関する公聴会が開かれた。公聴会では、ゴアレーベンの原子力センターの構想に対して、「当面は非現実的であり無責任である」と批判がなされた。この間に、スリーマイル島の事故が起きたため、触発されニーダーザクセン州都ハノーファーでは参加者3万から14万人と見られた大規模なデモが行われた[38]。こうして、ゴアレーベンの計画は断念された。

しかし当時、石油危機後ドイツのエネルギー政策を率いるべきSPDにとっては、原子力エネルギーの根本的な断念など到底支持できなかった。そのため、政府の広報担当者であるクラウス・ベーリングは、「ニーダーザクセン州はドイツ全土の国益のために行動すべきである」と公言した[39]。ゴアレーベンが最終処分場の所在地に指名されることに対し、現地では様々な形で異議が提起されたにもかかわらず、連邦政府は態度を変更しなかった。

1．2．反対運動から緑の党結成へ

このような流れの中、住民らによるデモの動きの中から政党が形成されていた。ニーダーザクセン州では、1977年5月11日、カール・ベッダーマン率いる約20名の設立メンバーによって、ニーダーザクセン環境保護政党（USP）が誕生した。設立メンバーは、主にハノーファーの北部に位置する地域の4つの環境保護市民団体に所属する人々だった[40]。ベッダーマンが環境保護運動や市民運動の関係者に綱領を送付し集会等に参加する過程で、運動間の関係は密接につながっていくこととなった。そうして同年、緑のリスト環境保護（GLU）へと発展した。これは、シュレスヴィッヒ・ホルシュタイン州に続く地域レベルでの緑のリストの誕生だった。この際用いられた「リスト」という概念には、当時の政党構造に対する拒否と、明白な底辺民主主義の主張が込められていた。

1977年の郡議会選挙では、GLUはヒルデスハイムで1.2％の得票率となった。このヒルデスハイムのGLUの選挙の成功により、1978年6月4日のニーダーザクセン州議会選挙を控えてUSPとGLUの提携が図られた。1977年11月16日、シュヴァルムシュテットでUSPとGLUの初めての共同会議が開かれ、統合と改称が決定された[41]。GLUは、原子力エネルギーの増大に対する危惧や民主主義の改善等を掲げて[42] 1978年6月4日には州議会選挙に立候補し3.8％の得票率を収めた。

連邦レベルの緑の党結成に先駆け、1979年12月9日ハノーファーで緑の党ニーダーザクセン州支

38）Ibid., p. 88.
39）"Gorleben : Das Zeitalter der Angst?", in : *Der Spiegel*, Nr. 13/1979, S. 34.
40）Hallensleben, *a. a. O.*(Anm. 15), S. 61.
41）*Ebd.*, S. 69.
42）GLU, *Programm der Grünen Liste Umweltschutz.*

部は結成された。このとき、GLUのメンバーのうちおよそ25%が失われ、新しいメンバーが25%加入した。そのため党員数はほぼGLUの時から変わらず、およそ1403名だった。緑の党の党員の基盤は、GLUとほぼ同一であることが指摘される。また、組織的にもかなりの継続性が認められる。ハノーファーにあるGLUの事務所は、職員や設備および通達システム等も含めてそのまま緑の党に引き継がれた。引継ぎのための六ヶ月の間に選ばれた緑の党の執行部もまた、GLUのメンバーだった[43]。同様に、内容的にも、緑の党はGLUの姿勢を受け継いだ。すなわち、GLUが当初USPの後継組織であったことと同様に、ニーダーザクセン州緑の党は、GLUの後継組織だった。特にこの地域では、反原発運動と緑の党が非常に緊密な関係をもつことが特徴である。

2．脱原子力政策の発展と限界

2．1．ラディカルから現実的路線へ

1982年3月に行われたニーダーザクセン州議会選挙当時、緑の党はあらゆる連立を拒絶していた。選挙戦略上では、緑の党は十分に組織された政党組織を持っていなかったが、分散されたことで特に地方や地域に合わせた選挙戦を行うことが出来た（以下、連邦・州議会選挙結果に関しては、表1、2を参照）。1982年時には、リュヒョウ・ダンネンベルクの選挙区の立候補者にとっては、ゴアレーベンの問題を人々に知らせることが緑の党の成功を証明することだった。ゴアレーベンが最終処分場に適していないという問題を糾弾すると同時に、環境に配慮しない工業化のあり方と失業対策の不適切さについて批判した[44]。例えば、原発立地シュターデにおいて失業率は12%に上っていた。

1986年6月15日に行われたニーダーザクセン州議会選挙において、4月末に起こったチェルノブイリの事故により、国民の間に不安と心配が沸き起こり、全政党の選挙戦略上の計画は完全に混乱状態に陥った[45]。緑の党にとっては有利な状況といえた。緑の党は事故直後から、「チェルノブイリはいたるところにある」というスローガンを掲げ、すべての原発・核燃料サイクル工場の閉鎖を緊急に実現することを提起した[46]。SPDはすでに原子力エネルギーについて党内で議論しており、それを踏まえて「撤退への着手」を宣伝した[47]。さらに、同年8月にニュルンベルクで原子力エネルギーから「10年以内に」撤退することを決議した[48]。

これに対して、CDUとFDPは、従来のエネルギー政策の路線の正しさを根拠付けるため、部分的

43）Hallensleben, *a. a. O.*（Anm. 15), S. 221.
44）H. -H. Holzamer, "Wir sind keine Spinatapostel", in : *Die Welt*, 15. 03. 1982, S. 5.
45）Roth, Reinhold, "Die niedersächsische Landtagswahl vom 15. Juni 1986: Normalität des Wählerverhaltens", in: *ZParl*, 18. Jg., 1987, H. 1, S. 9.
46）すでに1984年8月29日に緑の党連邦議会団は「すべての原子力発電所の即時停止についての法案（原子力停止法）を提出していた。坪郷實「エコロジー経済政策についての若干のデザイン（上）――『新しい社会運動』、緑の党および労働組合運動（1）――」『北九州大学法政論集』第15巻1号1987年, 2頁.
47）Roth, a. a. O.（Anm. 45), S. 9.
48）"Wir wollen den Reaktor", in : *Der Spiegel*, Nr. 1/1996, S. 23.

表1　全政党の連邦議会選挙結果（%）（州：ニーダーザクセン州、地域：ゴアレーベンを含む選挙区リュヒョウ・ダンネンベルク；以下同様）

	CDU	SPD	FDP	GRÜNE
連邦（1976.1）	48.6	42.6	7.9	—
州	45.7	45.7	7.9	—
地域	56.6	36.5	6.1	—
連邦（1980.1）	44.5	42.9	10.6	1.5
州	39.8	46.9	11.3	1.6
地域	47.3	36.4	9.3	6.7
連邦（1983.3）	48.8	38.2	7.0	5.6
州	45.6	41.3	6.9	5.7
地域	48.0	29.7	7.7	14.2
連邦（1987.1）	44.3	37.0	9.1	8.3
州	41.5	41.4	8.8	7.4
地域	44.9	33.0	9.2	11.6
連邦（1990.12）	43.8	33.5	11.0	5.0
州	44.3	38.4	10.3	4.5
地域	48.8	30.8	9.4	7.8
連邦（1994.1）	41.4	36.4	6.9	7.3
州	41.3	40.6	7.7	7.1
地域	45.0	33.0	7.1	11.0
連邦（1998.9）	35.1	40.9	6.2	6.7
州	34.1	49.4	6.4	5.9
地域	35.0	39.3	5.6	14.4
連邦（2002.9）	38.5	38.5	7.3	8.5
州	34.5	47.8	7.1	7.3
地域	35.2	41.9	6.7	11.6
連邦（2005.9）	35.2	34.2	9.8	8.1
州	33.6	43.2	8.9	7.4
地域	33.4	35.7	8.1	12.5

（出所）C. A. Fischer（Hrsg.）, *Wahlhandbuch für die Bundesrepublik Deutschland*, Paderborn : F. Schoningh, 1990, S. 793 ; Niedersächsisches Landesamt für Statistik, http://www1.nls.niedersachsen.de/statistik/ ; Kreiswahlleiter Wahlkreis 59-Lüchowのデータ提供により筆者作成。（以下同様）

表2　ニーダーザクセン州議会選挙結果（%）

	CDU	SPD	FDP	GRÜNE
州（1978.6）	48.7	42.2	4.2	3.9
地域	51.4	27.8	3.1	—
州（1982.3）	50.7	36.5	5.9	6.5
地域	53.4	23.8	3.9	17.4
州（1986.6）	44.3	42.1	6.0	7.1
地域	48.2	32.6	5.3	13.1
州（1990.5）	42.0	44.2	6.0	5.5
地域	45.3	33.7	5.2	12.5
州（1994.3）	36.4	44.3	4.4	7.4
地域	40.5	33.1	4.0	14.0
州（1998.3）	35.9	47.9	4.9	7.0
地域	37.1	33.1	3.7	21.5
州（2003.2）	48.3	33.4	8.1	7.6
地域	47.0	25.6	6.3	18.4

に様々なニュアンスで、原子力エネルギー使用の断念を引き続き拒否した。当時の首相ヘルムート・コール率いるCDU/FDP連邦政府の行ったことは、新しく環境省を創設し、ヴァルター・ヴァルマンを環境大臣にしたことのみだった[49]。

緑の党は、1986年の選挙で確かに票数では0.6%伸ばしたが、貴重な機会を十分に生かすことが出来なかった。結局、緑の党の「即時停止」よりも、SPDの原子力エネルギーからの「撤退への着手」の方が投票者には受け入れられたことを示していた[50]。また、特にこの頃から、ニーダーザクセン州の緑の党では、SPDとの連立に関する議論が政党内でも盛んになり、政権に参加して政策の実施を目指す現実派の特徴が強まっていた[51]。

2．2．州政権与党としての脱原子力政策

ドイツの連邦制の特色として、第一に、州の主権的存在が指摘される[52]。連邦と諸州の政府間の役割・権限には補完関係があり、通常、連邦が定めた法律を、実際に監督・執行するのは州である(基本法第83条)。本稿で主に取り扱う対象に該当する分野「平和的目的のための核エネルギーの生産および利用、この目的のために用いられる施設の建設および経営、核エネルギーの放出の際にまたは電離放射線によって生ずる危険に対する保護、ならびに放射線物質の除去」[53] は、基本法第74条第1項第11a号の連邦の競合的立法権限の分野にあたる[54]。原子力問題に際して、州政府は、潜在的にすべての原子力施設の稼働の許可と指揮に重要な役割を持つため、強い州の権限のために、時折、連邦政府と州政府の摩擦が生じる可能性を内包している。ニーダーザクセン州もまた、州の執行の枠組みの中で、連邦政府と相容れない脱原子力の政策を追求するために法律執行を行った。Sendler（1992）の呼ぶところによる「撤退を目指した法律執行」である[55]。

1990年の選挙戦で、ニーダーザクセン州緑の党は、「ニーダーザクセンのエコロジー的転換」というスローガンを掲げていた。さらに、赤緑政権樹立後の緊急プログラムを作成し、その中の特に優先事項の中にゴアレーベンの最終処分場計画の打ち切りを入れることを明らかにしていた[56]。当時、従来の緑の党の反政党的政党としての姿勢や抗議運動等に挙げられるような特有の魅力は、すでに時代遅れであったが、この状況に対し、ニーダーザクセン州緑の党の幹部ハネス・ケンプマンは、むしろ穏健な同州支部が、「異教徒の緑の党として、連邦緑の党と同一視されない」ことを望み、「緑の党は、初めはニーダーザクセンで、市民団体の運動から生起した」ため「他の緑の党の州支部よりも、現地の市民団体からの影響が大きい」ことを前面に打ち出した[57]。

49）坪郷, 前掲論文, 2頁.
50）"Ein Schiff kann lange brennen", in : *Der Spiegel*, Nr. 1/1986, S. 12.
51）Raschke, *a. a. O.*（Anm. 11）, 1993, S. 348-359.
52）北住炯一『ドイツ・デモクラシーの再生』晃洋書房, 1995年, 200頁.
53）第74条第1項第11a号は、1959年12月23日の第10回改正法律で追加された。
54）高田敏・初宿正典　編訳『ドイツ憲法集　第4版』信山社, 2005年, 242頁.
55）Sendler, Horst, "Anwendungsfeindliche Gesetzesanwendung", in : *DÖV*, 1992, S. 181-189.
56）"Niedersachsens Grüne kennen keine Flügelkämpfe", in : *taz*, 18. 04. 1990.
57）"Treten im eigenen Saft", in : *Der Spiegel*, Nr. 18/1990, S. 93.

SPDの政治家シュレーダーは、選挙戦でシュターデ原発の閉鎖とそれにより開始される原子力エネルギーからの撤退を掲げ、ゴアレーベンにおける最終処分場の計画を拒否した[58]。さらにモニカ・グリーファーンというグリーンピース活動家を緑の党投票者の関心を引くために環境大臣として擁立した[59]。

1990年5月のニーダーザクセン州議会選挙の結果、僅差で政権が交代することとなった。このとき、緑の党の方では、SPDとの連立はさしたる論争もなく大多数の賛成を得て、オスナブリュック近くのヴァレンホルストで開かれた党大会において支持された[60]。

緑の党とSPDは、共にニーダーザクセン州が放射性廃棄物の最終処分場に選定されることに反対する姿勢では一致していたにもかかわらず、同問題が赤緑連立政権の連立交渉の際、論争の対象となった[61]。ニーダーザクセン州は最終処分場候補地によりドイツの全原発の廃棄物処理の証明を提供していることから、緑の党は、連立交渉において、最終処分場に関わる打ち切りを定めようとしていた[62]。結局、今回の政権で環境大臣をSPDから輩出する代わりに、SPDは環境・原子力政策のいくつかの問題で多くの譲歩を行い、その中には、家庭ごみの焼却施設の拡大の停止、シュターデ原発の停止、ニーダーザクセン州の最終処分の回避などが挙げられた[63]。

赤緑連立政権の原子力政策には三つの目的があった[64]。第一に、非常に古いシュターデ原発を停止することである。数年前から、シュターデ原発には深刻な安全上の欠陥が報告されていた。第二に、ゴアレーベンにおける放射性廃棄物最終処分場建設を阻止することである。第三に、SPDの選挙綱領にあるように「原子力エネルギーからの撤退に徹底して着手」する際、最終処分場のオールタナティブに関して協議することだった。

SPDと緑の党は、合意文書の中で「原子力経済からの撤退を達成するために、現行の法の枠組みの中で、あらゆる可能性を利用し尽す」ことを明記した[65]。また、ゴアレーベンに関しても、「両与党にとって、ゴアレーベンにおける最終処分場計画のための従来の調査結果は、適性が乏しいことを証明している。それゆえ、両与党はゴアレーベンにおける放射性廃棄物の最終処分場立地を拒否する。現行の法の枠組みの中で、建設措置を終了するためにあらゆる可能性を利用し尽す」ことを表明した[66]。

この赤緑連立政権はゴアレーベンにおける最終処分場の適性調査のために行われる採掘の許可を防ぐ可能性をもっていた。これまで、ゴアレーベンにおける採掘は、原子力法ではなく鉱業法に基

58) "Weniger Gorleben, mehr Wohnungen", in : *taz*, 12. 02. 1990.
59) このことに関して、緑の党はシュレーダーを、多数派獲得の戦略のためだけに名前を担ぎ出していると批判したが、一方で赤緑政権を切望していたため、苦渋の事態だった。"Fest in der Luft", in : *Der Spiegel*, Nr. 5/1990, S. 68.
60) "CDU will SPD-Mehrheit im Bundesrat zulassen", in : *FR*, 22. 05. 1990, S. 4.
61) "Steit ums Atomklo", in : *taz*, 21. 05. 1990.
62) "Rot-Grün wieder im Geschäft", in : *taz*, 15. 05. 1990.
63) Jun, *a. a. O.* (Anm. 23), S. 199.
64) "Atomkraft: Hebel zum Stopp", in : *Der Spiegel*, Nr. 22/1990, S. 100.
65) *Koalitionsvertrag zwischen SPD Landesverband Niedersachsen und DIE GRÜNEN Landesverband Niedersachsen für die Wahlperiode von 1990 bis 1994*, S. 7.
66) *Ebd.*

づいて行われてきたが、その際、原子力法は国の権限に属する一方で、鉱業法は州の権限に属するためである[67]。赤緑連立政権が行ったゴアレーベンにおける作業停止に対して、ボンは即座の撤回を要求した[68]。さらに、最終処分場の経営会社が、作業停止に際して1日につき7万マルクの補償を主張したが、連立政権の広報担当者は却下した[69]。ゴアレーベンにおける作業の停止は、1990年10月から1991年2月まで続いた。

環境大臣グリーファーンは、個人的には反対であったが連邦憲法裁判所の判決により、連邦政府の要求であるゴアレーベンへの最終処分場の認可を認めざるをえなかった[70]。しかし、その代わりに、環境大臣は連邦政府がほとんど満たすことができないと思われるような非常に細かな付帯条件をつけた[71]。その一つが、ゴアレーベンにおける安定性の鑑定の要求である。すでにこの数ヶ月前にも地盤の揺れが起き、1987年5月には落石により死者を出す事故が報告されていた[72]。この安全性の件が、最終処分場建設において最も困難な問題となった。このときの最終処分場のための最初の操業計画は、期間の超過のため失効し、安全上の理由からのみ、その後ニーダーザクセン州環境省はゴアレーベンにおける建設作業の継続を、シャフト内部の強化まで許可した[73]。新たな操業計画決定の前に、再びニーダーザクセン州環境省は全計画の環境影響評価を要求した[74]。このような行動の結果、概して1991年5月から同年6月、および1993年9月から1994年4月までゴアレーベンにおける作業の停止が見られた。

この様な動きに対して、ミュンヘンのキリスト教社会同盟（CSU）の書記長エルヴィン・フーバーは、「ハノーファーの新政権は、全ドイツ連邦共和国のエネルギー政策の将来を危険にさらす」と発言した[75]。

このように、1990年から1994年までのニーダーザクセン州の赤緑連立政権下で、州政府は制度上では連邦政府に対して表立って抵抗することは出来ないが、実際にあらゆる手を尽くして原子力産業からの撤退を追求した。しかしながら、基本的に「連邦の法はラント（州）の法に優越する（第31条）」のであり、「あるラントが基本法またはその他の連邦法によって負担している連邦義務を履行しないときは、連邦政府は、連邦参議院の同意を得て、連邦強制の手段によって義務を履行させるために必要な措置をとることができる（第37条）[76]」。第85条［連邦の委託による行政］においても、同条第3項により「ラントの諸官庁は、連邦の管轄官庁の指示に服する[77]」と定められている。そのため、連邦の定めた決定に抵抗することには限界があった。このような州レベルでの経験を経

67）"Atomkraft: Hebel zum Stopp", in : *Der Spiegel*, Nr. 22/1990, S. 100.
68）"Gorleben:Bonn und Hannover rotieren", in : *taz*, 10. 10. 1990. ; "Drohgebärden um Gorleben" in : *taz*, 10. 10. 1990.
69）Ebd.
70）"Immer noch Adrenalin", in : *Der Spiegel*, Nr. 29/1991, S. 45.
71）"Rot-grüne Hürden für Gorleben", in : *taz*, 08. 03. 1991.
72）Greenpeace, *Atommüll-Endlager Gorleben—eine Fata Morgana*, 9/2004, S. 5.
73）"Griefahn:Atommllendlager Gorleben am Ende", in : *taz*, 10. 09. 1993.
74）Ebd.
75）"Erstes rot-grünes Bündnis in Niedersachsen ist perfect", in : *Haz*, 08. 06. 1990.
76）樋口陽一・吉田善明［編］『解説　世界憲法集　第4版』三省堂, 2001年, 204頁.
77）同上書, 217頁.

て、緑の党政治家たちが連邦レベルで成果を得るためには、現実的な、法的な異議申し立てに耐えることの出来る解決策を創出する必要があることが明確になった。

3．連邦政権参加に伴う紛争と論争

3．1．連邦政権与党としての脱原子力政策と政党内の対立

フランス北西部のラ＝アーグにある再処理施設から輸送される高レベル放射性廃棄物は、ガラス固化体の容器「キャスク」の名を取って「キャスク輸送」といわれる[78]。キャスク輸送は、1996年から始められ、ゴアレーベン現地の反対運動を巻き起こしていた。キャスク輸送の反対運動には、ニーダーザクセン州緑の党の州議会議員団や、ユルゲン・トリッティンとグンタ・レステル、そしてケルスティン・ミュラー等の緑の党の著名な党員も参加していた[79]。

そんな中、1998年、アンゲラ・メルケル環境大臣のもとで、キャスク輸送が数年間、許容値の500倍放射線汚染されて運送されていたというスキャンダルが発覚した[80]。そのため、即座に輸送停止措置が図られた。このことは、10月の連邦議会選挙を控えていた緑の党にとって選挙戦上で良いテーマとなった[81]。一方で、原子力推進派にとってこの事件は最大級のスキャンダルであり、メルケル環境大臣の辞任要求も声高に主張された[82]。この事件後、電力業界は最終処分に関する新しい合意会談を提案した。それに対して、緑の党のヨシュカ・フィッシャーは、「(原子力) 撤退を決定するのなら、参加する」と発言した[83]。また、同時にフィッシャーは、「我々にとって、それ(原子力) はきわめて紛争的なテーマだ。今日まで、最終処分場の所在地、中間貯蔵施設、輸送、放射線防護の危険等の重大な問題は未解決である。これらすべての問題に、我々は答えなければならないだろう」と述べた。このような一連の流れを通して、キャスク輸送のスキャンダル発覚は、その後に「原子力合意」のための赤緑連立政権形成へと繋がることとなった。

1998年10月、それまでの16年という長期にわたるCDU/FDP政権に代わり、SPDと緑の党の連邦レベルの連立政権が誕生した。赤緑連立政権は、連立協定に「原子力エネルギーからの撤退」を、「この議会任期内に、包括的かつ不可逆的に法的に規制」することを記した[84]。しかしながら、SPDと緑の党の連立政権内では、原子力エネルギーからの撤退に関しては合意に達していたが、共通の計画は持っていなかった[85]。

そのため、シュレーダー首相は、この過程において、緑の党に対し原発の即時撤退方針の変更を

78) 青木, 前掲論文（注８), 226頁.
79) "Castor fährt Blockaden entgegen", in : *taz*, 07. 05. 1996.
80) "Heulende Castoren", in : *Der Spiegel*, Nr. 20/1998, S. 142.
81) "Ende des Abenteuers", in : *Der Spiegel*, Nr. 24/1998, S. 35.
82) "Der strahlende Castor", in : *Der Spiegel*, Nr. 22/1998, S. 22.
83) "Ausstieg in vier Jahren", in : *Der Spiegel*, Nr.24/1998, S. 36.
84) *Aufbruch und Erneuerung -Deutschlands Weg ins 21. Jahrhundert Koalitionsvereinbarung zwischen der Sozialdemokratischen Partei Deutschlands und BÜNDNIS 90/DIE GRÜNEN*, Bonn, 20. 10. 1998, S. 19.
85) "Bundestag streitet um Atomausstieg", in : *taz*, 24. 03. 2000.

求めた。譲歩か連立離脱かの選択を求められた緑の党は、段階的に撤退する方針を採択した。これは、政権への参画を優先する緑の党の党指導部が、一般党員の反対を押し切って妥協に働いた形だった。

2000年6月、交渉を始めて約1年半後、脱原発の基本合意が得られた。すなわち、ドイツ全土の19基の原発に最長32年の操業期間を設けることが取り決められた。ゴアレーベンに関しては、岩塩層の適性に疑念が存在するため、以後調査活動が中断され、他の立地が調査されることが定められた。その結果、ゴアレーベンにおいては、3年から10年のモラトリアムが決定された。

脱原発協定は2001年6月11日に正式合意され署名された。そして、2002年4月26日、同協定の内容を受けて、正式名称「商業発電用核エネルギーの利用を秩序立てて廃止するための法律」という新原子力法[86]が公布された。1959年に制定された旧原子力法、正式名称「核エネルギーの平和利用及びその危険からの防護に関する法律」からの変更の要点は次の5つである。①目的の変更②新規原発の廃止③既存原発の段階的廃止④定期的安全審査の導入⑤放射性廃棄物処理の構想変更である。旧法では原子力推進だった目的が、新法では核エネルギー利用の秩序立てた廃止へと改められた。一方、CDU/CSUはこの合意に関して不満を露にしていた[87]。

しかしながら、この原子力エネルギーをめぐる紛争で、緑の党自身も反原発運動家達との間でひどい決裂を招いた。緑の党の連邦レベルの指導的な地位にあった政治家たちは、若干名を除いて全て原子力合意における譲歩を支持した[88]。ミュンスターで2000年6月23日に行われた緑の党の党大会では、この合意に対して代表から433の賛成、227の否決票を得た[89]。結果的に、64%以上の支持だった[90]が、既述のようにニーダーザクセン州支部からのみ罵声と投票による抵抗があった[91]。

とりわけ反原発運動家達が批判したのは、期間の長さと原発の操業期間の柔軟性、最終処分の問題だった[92]。そもそも原子力合意の際の交渉は政府と電力会社だけだった。

「連立政権の緑の党」は「原子力からの撤退ではなく反原発運動からの撤退を決定づけた」とリュヒョウ・ダンネンベルクの運動参加者フランシス・アルトホーフは発言した[93]。そして、2000年9月23日に原子力合意に反対して5000人規模のデモがゴアレーベンで行われた[94]。

この合意では全ての原発が操業を保障されたため、原子力業界が勝者のように見える点もあった。即座の原子力撤退を望む立場からすれば、敗北と見られるかもしれない。しかし、異なる見方もあ

86) "Gesetz zur geordneten Beendigung der Kernenergienutzung zur gewerblichen Erzeugung von Elektrität", in : *BGBl.*, 2002 Ⅰ, 1351.
87) "Der Konsens spaltet", in : *Der Spiegel*, Nr. 25, 2000, S. 34. ; "Radcke : Nicht zu empfehlen", in : *junge Welt*, 16. 06. 2000.
88) 新しい政党幹部の選挙の直前であったアンティエ・ラートケと、連邦議会議員団のクリスティアン・シュトレーベレが例外である。Raschke, *a. a. O.* (Anm. 12), 2001, S. 191.
89) "Güner Parteitag stimmt mit klarer Mehrheit für den Atomkonsens", in : *Berliner Zeitung*, 24. 06. 2000. 6名が投票しなかった。"Der lange Weg nach rechts", in : *junge Welt*, 26. 06. 2000.
90) Raschke, *a. a. O.* (Anm. 12), 2001, S. 191.
91) *Ebd.* 実際には、連邦幹部会スポークスウーマンであるアンティエ・ラートケもこの合意を拒否したが、党幹部選挙前のため、ラートケが本心からこの合意に対して反対なのかは議論の余地があるとされた。"Der Atomkonsens spaltet die Grünen", in : *junge Welt*, 17. 06. 2000.
92) "Atomkonsens ein Verbrechen", in : *junge Welt*, 25. 09. 2000. ; "Atomausstieg? Alles Lüge!", in : *junge Welt*, 20. 09. 2000.
93) "Der lange Weg nach rechts", in : *junge Welt*, 26. 06. 2000.
94) "Atomkonsens ein Verbrechen", in : *junge Welt*, 25. 09. 2000. ; "5000 Atomkraft- gegner in Gorleben", in : *EJZ*, 23. 09. 2000.

る。ユルゲン・トリッティン環境大臣の次官であるライナー・バーケは、「柔軟性のある操業期間を設定することにより原子力業界との交渉の失敗を未然に防いだことは、厳正な事実として、この合意で原子力業界と共同の脱原子力の方向性を宣言しかつ法律上で明確に定められることを悟った[95] ためということを過小評価は出来ない」と述べた。緑の党のレッツォ・シュラオホは、「原子力法の目的を変え」、原子力の利用を「終結するよう定め」、さらに新規原発の建設を禁止したことを喜んだ[96]。原子力合意には内外で評価が混在していた。

3．2．CDUの原子力推進政策との対立

2003年2月、ニーダーザクセン州では、CDU/FDPの新しい州政権が成立した。ニーダーザクセンの州首相には、クリスティアン・ヴルフ（CDU）が着任し、環境大臣には、FDPのハンス・ハインリッヒ・ザンダーが着任した。新政権は、前任の赤緑連立政権によって追求されたエネルギー政策を批判し、原子力エネルギーの選択の保持を明確に表明した[97]。さらにザンダー州環境大臣は、ゴアレーベンのモラトリアムを終わらせ最終処分場のための岩塩層の調査を再開し、できる限り迅速に取り決める意向を明らかにした[98]。

しかし、このことは2000年の合意で定められた最終処分場の建設モラトリアムに抵触する[99]。ニーダーザクセン州における不穏な動きにより、連邦環境大臣トリッティンは、ハノーファーの緑の党の大会において、ゴアレーベンは作業の中断をするモラトリアムでありつづけることを明言しなければならなかった[100]。

それでも、CDU率いる州政府は最終処分場の所在地であることに固執した。例えば、1999年にトリッティン連邦環境大臣は、ゴアレーベンに変わる立地を探すため、政党や利益団体の枠を超えて法律の提案を行う「最終処分場立地選定手続き委員会（AkEnd）」を召集していたが、ヴルフ州首相とザンダー州環境大臣は、最終的に参加を拒否した。はじめに、ニーダーザクセン州のヴルフ州首相及び他のCDU諸大臣が参加することを拒否した。ただし、ニーダーザクセン州環境大臣ザンダーは、ニーダーザクセンも参加することの可能性を打ち消さず、連邦環境大臣トリッティンに対して8つの条件を提示した。その中には、作業の再開、ゴアレーベンにおける最終処分場建設とその認可などが含まれていた。トリッティン連邦環境大臣は応じなかったため、連邦政府は、政党の境界を超えた審議なしで、ゴアレーベンに代わる所在地を探索するために、現在「必要な法的前提条件」を作成すると思われた[101]。ヴルフ州首相は、再三ゴアレーベンを最終処分場にすることを要求

95）"Der Konsens spaltet", in : *Der Spiegel*, Nr. 25, 2000, S. 34.
96）Ebd.
97）*Regierungsprogramm der CDU in Niedersachsen*, S. 84-85.
98）"Das niedersächsische Umweltressort geht an FDP-Politiker Sander. Der will einen "Stil mit weniger Verboten" pflegen", in : *taz*, 25. 02. 2003.
99）"Kompetenz im Salz", in : *Der Spiegel*, Nr. 45/2003, S. 21
100）"Betteln um Atommüll ; Niedersachsens Umweltminister fordert Aufhebung des Gorleben-Moratoriums und drängt bei Schacht Konrad", in : *taz*, 01. 04. 2003.
101）"Gorleben-Alternative nicht erwünscht; Die CDU-Landesregierung in Niedersachsen will nicht von den umstrittenen Atomendlagerstandorten lassen", in : *taz*, 18. 06. 2003.

し、それに対してトリッティン連邦環境大臣は明確に反対した。ヴルフ州首相によれば、この最終処分場の審議グループは、挫折に終わるだろうと目された。もし、最終的な決断で連邦政府が重要な問題に対して合意に達することができず、グループの資格が正しく定められないのなら、この作業グループは存在しないはずだからである[102]。BUNDはこのようなニーダーザクセン州の動向に対して、もし最終処分場の調査が停滞し始めることがあれば、ニーダーザクセン州政府に責任があるとして批判した[103]。結局、2005年になって最終処分場のための法律（Endlagersuchgesetz）が完成した。トリッティンは、5つの地表上の候補地と2つの地下における候補地を調査する予定である。そして、2030年には放射性廃棄物のための最終処分場を操業するという前提条件を守ることを表明した[104]。.

その後も、ゴアレーベンを巡る衝突はとどまらない。ニーダーザクセン州議会では、SPDと緑の党が、ドイツ国内での他の最終処分施設の所在地を迅速に調査し始めることを要求した。これに対し、ザンダーは、「よりドイツ国内で有利な所在地があるとしても、大して意義はない」と発言し、ゴアレーベンの岩塩層の調査を続行することを要求した[105]。

2005年9月17日の総選挙の結果、アンゲラ・メルケル（CDU）を首相とするCDU/SPD政権が誕生した[106]。CDUは、選挙で勝利した際には、最終処分場のための調査を再び始め、その際にゴアレーベンを優遇することを表明していた[107]。「今回の選挙結果が、原発の今後を決定する」と、トリッティンも公言していた[108]。しかし結局、11月に提出された連立政権合意文書では、両政党のエネルギー政策に関する不合意のため、2000年6月の合意が引き続き効力を持つこととなった[109]。

今や、ゴアレーベンを最終処分場に決定することに対する最大の敵対者は、連邦政府自身である[110]。メルケルが連邦首相になる際、原子力撤退の方針を含む連立協定への合意は、重要な条件の一つだった[111]。電力業界やCDU政治家らがゴアレーベンのモラトリアムを解き、最終処分場として確定するよう折に触れて発言しているが、2000年の合意により、今のところゴアレーベンにおけるモラトリアムは継続している。

3．3．議会外運動と緑の党の連関

上述したように1998年5月のスキャンダル以来廃棄物輸送は中断されていたが、2001年3月に再

102）"Wulffs Endlagerung; Niedersachsen: CDU-Ministerpräsident hält Untersuchung Gorlebens für "sachgemäß"", in : *taz*, 23. 06. 2003.
103）"BUND: Wulff macht nicht mit", in : *taz*, 24. 06. 2003.
104）"Trittin legt Gesetz für Endlager vor", in : *Kölner Stadt Anzeiger*, 24. 06. 2005.
105）"Streit um Gorleben", in : *taz*, 23. 01. 2004.
106）メルケル首相率いるCDU/FDP政権の成立過程に関しては、以下の論稿が詳しい。坪郷實「ドイツ連邦議会選挙と大連立政権への道」『生活経済政策』107号, 2005年, 18-23頁.
107）ゴアレーベンにおける調査が継続されることは、CDUにおける合意である。"Union will bei Wahlsieg Kehrtwende in der Endlager", in : *Agence France Presse - German*, 26. 05. 2005.
108）BMU, *Pressemitteilungen*, Nr. 148/05 Berlin, 12. 06. 2005.
109）*Vereinbarung zwischen CDU, CSU und SPD*, S. 41.
110）"Atommüll: GAU in der Grube", in : *Der Spiegel*, Nr. 17/2007, S. 50.
111）シュピーゲル紙のガブリエル環境大臣へのインタビューに負うている。"Es bleibt beim Ausstieg", in : *Der Spiegel*, Nr. 39/2006, S. 40.

開することとなった。この決定のため、連邦緑の党とニーダーザクセン州緑の党との間で、緑の党内部の公然の紛争が生じた[112]。緑の党の幹部政治家フリッツ・クーンが議論のためにベルリンからニーダーザクセン州に赴いたが、結果は失敗に終わった。ヴェントラントにある緑の党郡支部長のマルティーナ・ラメルスが「我々は、脱原発を実現させるために道路で抗議を申し立てる」と発言し、それに対してクーンは、党の決定に対してデモをしないようにと絶望して呼びかける事態となった[113]。

このように、緑の党が連邦政府で与党として政権運営をしている間は、ニーダーザクセン州との間で確執が生じていた。それは、緑の党が与党として、CDUの原子力推進の方向性あるいはゴアレーベンの最終処分地決定の意向に対してブレーキの役割を果たすことが出来る一方で、ゴアレーベンに関しては輸送を指令せざるをえない立場のためだった。

1996年にデモに参加した緑の党議員団長ケルスティン・ミュラーが、消費保護大臣レナーテ・キュナストと共に、2001年には「ドイツは廃棄物を引き取らなくてはならない」という主旨の発言をした一方で、ハンス・クリスティアン・シュトレーベルとクリスティアン・ジンメルトの両議員、また緑の党党首のフリッツ・クーンとクラウディア・ロスはゴアレーベンのデモに参加する意向を示した[114]。ミュラーとキュナストは、廃棄物を引き取る姿勢を示す一方で、可能な限り速い原子力撤退のために公的な圧力を必要とするため、抗議運動を歓迎することを表明した。

しかし、この政党内部の対立関係は、緑の党が2005年の選挙で下野して後、風向きを変える。2006年11月、1996年以降第10回目となったキャスク輸送の際には、約6000人の人々がデモに参加した[115]。今回、連邦緑の党党首ラインハルト・ビューティコーファーが緑の党ユーゲントの構成員と共にデモに参加すると予告したことは、現地の運動において二つの異なる反響を引き起こした[116]。しかし、かつての環境政党が今再び議会外運動に出ることを人々は満足している、とある反原発活動家は発言している[117]。

なお、ゴアレーベン近郊においては、緑の党は、連邦および州レベルの緑の党の得票率と比較しても、高い支持率を維持していることが見てとれる（表3、4参照）。このことは、現地において緑の党に対する期待の高さを示しているといえよう。たしかに、ドイツ特有の選挙制度である5％阻止条項により政党の選択に一程度の制約が生じることも指摘できようが、傾向として反原発運動の根強い地域で約25年に渡り突出して高い得票率を維持しているということは、緑の党の反原子力のイシューの代表性の継続を表していると捉えてよいだろう。

112）"Geteilte Bewegung", in : *Der Spiegel*, Nr.7/2001, S. 30.
113）Ebd.
114）"Wendland in Gewahrsam", in : *taz*, 28. 03. 2001.
115）"Atommülltransport erreicht Wendland", in : *taz*, 13. 11. 2006.
116）"Freundlich, aber bestimmt gegen Castor", in : *taz*, 10. 11. 2006.
117）Ebd.

表3　緑の党の連邦議会選挙結果（%）

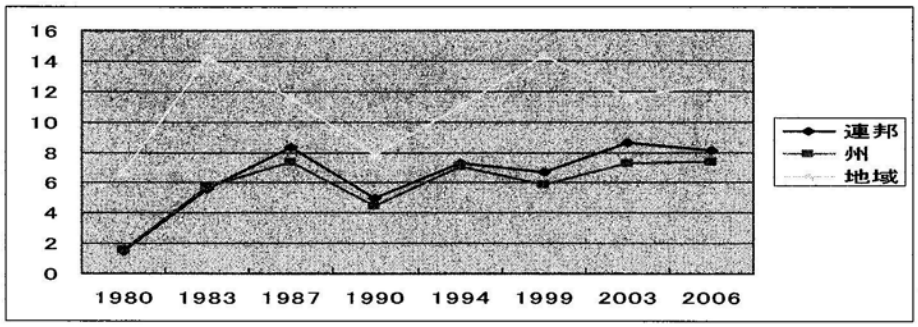

表4　緑の党の州議会選挙結果（%）

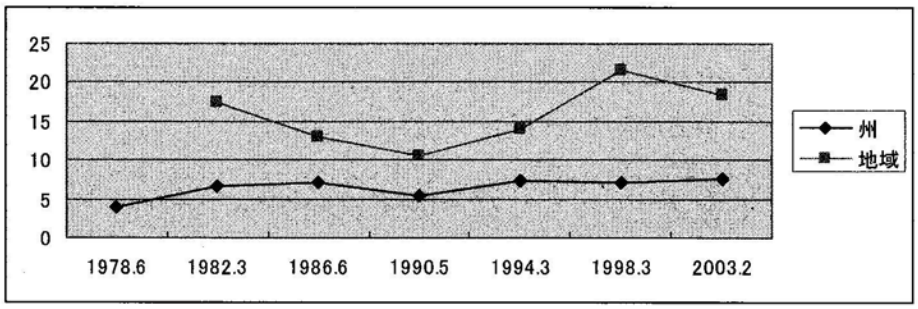

おわりに

本稿では、はじめに二つの課題を提示した。第一に、係争地における政策効果の再評価と緑の党の役割の検証、第二に運動と政党の関係である。

第一の点では、確かに原子力合意や2001年の輸送再開は、反原発運動や現地の緑の党との少なからぬ確執を生じさせた一面もあったが、2000年の原子力合意および法律改正により、2003年に政権交代したニーダーザクセン州CDU/FDP連立政権の原子力推進およびゴアレーベン最終処分場決定を阻止したことは、現地にとって決して過小評価は出来ない。

第二の点では、議会外運動への参加や選挙結果にも見られるように、ゴアレーベン問題に着目することにより、現在でもなお緑の党と原子力のイシューの根強い関係が看取できよう。その意味で、同州の緑の党は、ゴアレーベン問題に関して、緑の党内部での特殊なアイデンティティを持つ牙城の1つといえるだろう。

*本研究は、2005/2006年度のEUインスティテュート関西（EUIJ関西）の研究調査旅行助成奨学金を受けた調査結果および研究成果の一部である。